会 議 録

会議の名称	和泉市個人情報保護審査会
開催日時	平成28年9月7日(水) 午前11時45分から正午まで
	午後1時から午後4時まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	 ・個人情報保護審査会委員 松田会長、寺田委員、伊藤委員、久米川委員、的場委員 ・実施機関(学校教育部指導室) 中塚理事、上田課長、大野主幹 ・事務局職員(総務部総務管財室) 土本室長、高垣総括主査、船津総括主査、柿花主事
会議の議題	 1 平成27年度個人情報保護制度の運用状況について(報告) 2 学校・警察相互連絡制度による個人情報の収集及び提供について(諮問) 3 和泉市個人情報保護条例の一部改正について(諮問) 4 開示請求等をすることができる遺族の範囲について(諮問) 5 その他
会議の要旨	 ・所管課及び事務局から案件の説明を受け、質疑応答を行った。 ・以下の案件に対して、答申を市長及び教育委員会へ提出するものとした。 1 学校・警察相互連絡制度による個人情報の収集及び提供について(諮問) 2 和泉市個人情報保護条例の一部改正について(諮問) 3 開示請求等をすることができる遺族の範囲について(諮問)
会議録の	□全文記録
作成方法	■要点記録
記録内容の確認方法	□会議の議長の確認を得ている ■出席した委員全員の確認を得ている □その他()
その他の必要事項	会議公開(傍聴者なし)

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 平成27年度個人情報保護制度の運用状況について(報告)

事務局から、請求件数、不服申立ての件数等の報告、及び請求内容の状況について報告を行った。

- ・住民票等に関する請求、戸籍に関する請求、印鑑登録票に関する請求、救急活動記録に 関する請求等があった。
- ・平成28年度は8月末現在7件の請求があり、例年と比較して減少。昨年と大きく傾向 は変わらないが、住民票等に関する請求、印鑑登録票に関する請求、予防接種台帳に関 する請求等が出ている。
- 委員「DVに関する記録」とは何か。
- 事務局 父親の子どもに対するDVを母親が担当課に相談していた記録である。この記録を開示請求した場合、市役所に相談していたことが父親に分かってしまう可能性があることから取り下げをしたものである。
- 委員住民票の交付申請書の開示請求をしても、誰が交付申請をしたかは開示されない と思うが。
- 事務局 債権管理会社や弁護士からの開示請求であれば、その会社の代表取締役の氏名や 資格を持っている弁護士の氏名については開示されるが、職印、担当者や事務員の 氏名については非開示となる。

2 学校・警察相互連絡制度による個人情報の収集及び提供について (諮問)

資料に基づいて、指導室から説明を行った。

- ・児童・生徒の健全育成のために非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保の 観点から学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な 連携の下に効果的な対応を図ることが必要となるため、和泉市教育委員会及び大阪府警 察本部が協定書を結び、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の防止及び安全確保に関 し、必要な情報の連絡を相互に取り合う連携を行うことにより、青少年の健全育成を図 ろうとしている。そこで、児童・生徒の個人情報を収集・外部提供することがあるた め、本審査会に諮問するものである。
- ・連携を行う関係機関としては、和泉市教育委員会並びに和泉市立小学校・中学校及び義務教育学校(以下「学校等」という。)、大阪府警察本部及び大阪府内の警察署(以下「警察署等」という。)であり、学校等から警察署等へは、児童・生徒の非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するもののうち、校長が警察署長との連携を特に必要と認める事案について、警察署等から学校等へは、逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案等及び児童・生徒の被害に係る事案で、警察署長が校長との連携を特に

必要と認める事案について連絡するものである。

- ・児童・生徒の特定のため学校名・氏名・生年月日・住所を、相互連携して当該児童への 適切な指導を図るため事案の概要をそれぞれ連絡し、連絡対象事案を取り扱った校長若 しくは警察署長又は校長若しくは警察署長が指定した者が、電話又は面接による口頭連 絡により行うものとする。
- ・関係機関は、相互に提供された情報について、本協定の趣旨を逸脱した取扱いを禁止 し、管理を適切に行い、また児童・生徒に不利益を与えることないものである。
- 委 員 現在でも児童・生徒が万引きや薬物等で逮捕された場合には学校に連絡があると 思うが、現状の対応では不足があるのか。
- 指 導 室 現在でも警察からの情報提供はあるが、管轄の和泉警察署でなければ連絡がない が、協定を締結することで管轄外の警察署で起こった事案であっても情報提供して もらうことができる。
- 委 員 例えば難波で万引きがあった場合でも、協定の締結によって情報提供してもらえ るようになるということか。
- 指導室 そのとおり。
- 委 員 例えば万引きがあった場合、保護者には連絡があるが学校には連絡がない場合も あると思うが、協定を締結することでどうなるのか。
- 指 導 室 今までは保護者の同意を得て学校に連絡があったが、協定を締結すると保護者の 同意がなくても警察から学校へ連絡があることとなる。ただし、すべての事案の連 絡があるのではなく、警察署長が学校への連絡が必要と判断した事案のみ連絡があ る。
- 委 員 逆に学校で起きた問題について警察へ連絡することもあるのか。
- 指 導 室 相互連携であるため、学校から警察へ連絡することもある。
- 委 員 学校でいじめをしていること等を学校から警察に連絡することができるし、万引き等があれば警察から学校に連絡できるということか。
- 指導室 そのとおり。
- 委 員 警察からはどういった情報の連絡があるのか。
- 指導室 学校名・氏名・生年月日・住所・事案の概要の連絡がある。
- 委 員 例えば、大阪市内の警察で逮捕された場合、どういった流れで学校に連絡がある のか。
- 指 導 室 大阪市内の警察署から大阪府警本部へ、府警本部から和泉警察署へ、和泉警察署 から学校へと、氏名、住所、クラス名等の連絡がある。
- **委** 員 児童・生徒の特定に必要な個人情報の連携は不可欠とあるが、誰と誰が連携する

のか。

- 指導室 学校長と警察署長である。
- 委 員 例えば教師が子どもの暴力等をかばって言わなかったとしても、警察から学校に 連絡があり、不利益になることがあるのか。
- 指導室 子どもに不利益はなく、あくまで適切に指導するために情報を連携する。
- 委 員 現在は学校と警察の間で具体的にどういった連携をしているのか。
- 指 導 室 年間10回の警察と学校の連絡会を開催しており、そこで非行の背景や犯罪の未 然防止策を話し合っている。
- 委員 その連絡会で具体的な個人名等を出しているのか。
- 指 導 室 ケースによっては、個人名を出している場合もある。
- 委 員 どういった場合に個人名を出しているのか。
- 指 導 室 A 校だけでなく B、C 校でもその学校の児童・生徒と一緒に非行をしている場合等である。
- 委 員 現在の状況に加えて更に連携する意味はあるのか。
- 指 導 室 現在は個人情報の連携をするための裏付けがない状態であり、連携することで保 護者等の同意がなくても情報を提供することできる。
- 委員協定はどこと締結するのか。
- 指 導 室 大阪府警本部と和泉市教育委員会で締結し、実際のやりとりは和泉警察署と行う ことになる。
- 委 員 協定を締結するメリットは何か。
- 指 導 室 子どもが巻き込まれる犯罪の早期発見や未然防止である。今までは協定を締結していなかったので警察に相談しにくいこともあった。
- 委 員 具体的には、同意がなければ個人情報を出して警察に相談できなかったが個人名 等を出して相談できるということか。
- 指 導 室 個人名を出すことで未然防止できる犯罪もあると考える。
- 委 員 仮に間違った情報を提供した場合は一生を左右する問題であると思うが、その点 についてどう考えているか。
- 指 導 室 情報には正確性が必要であり、警察から学校へ提供する情報については警察が、 学校から警察に提供する情報については学校が責任をもつ。
- 委 員 別途間違った情報を提供しないための防止策はあるのか。
- 指 導 室 今のところ具体的な考えはない。
- 委 員 万引きやいじめ等の情報については、一般的には他人に知られたくないと思う情報であると思うが、それを協定の締結によって提供することができるのか。
- |指 導 室 例えば子どもが犠牲になった事件等が起こったときに未然に防止することができ

- なかったのかという観点で考えたときに、深夜に徘徊している情報の提供があれば 未然に防止できるかもしれないと考える。子どもに不利益があることはない。
- 委 員 既に協定を締結している市でも事件は発生しており、協定の締結が犯罪の未然防止とイコールになるということではない。
- 委 員 保護者には子どもの情報を提供することがある旨を説明するのか。
- 指導室 周知する。
- 委 員 どういう形で周知するのか。
- 指 導 室 周知方法については今後検討するが、広報への掲載や、学校でプリントを配布する等の方法があると考えている。
- 委 員 提供を受けた情報について、当該児童・生徒が卒業すればその情報は削除するのか。
- 指導室削除する。
- 委員 退学した場合はどうか。
- 指導室 小中学校は義務教育であるため退学はない。
- 委 員 高校生の場合の情報提供はどうなるのか。
- 指 導 室 平成20年に大阪府警本部と大阪府教育委員会の間で協定が締結されているので 情報連携を行っている。
- 委 員 いじめ、万引き等の悪いことをすればそういった情報を連携するのは当たり前の 気もするし、自分の知られたくない情報を同意なく提供されたくないということも わかる。
- 委 員 保護者への周知の徹底、誤った情報を提供しないための防止策を検討することが 必要である。
- 委員学校から警察にどういった情報を提供したか、子どもに伝えるのか。
- 指導室 伝える場合が多い。
- 委 員 現在は、例えば子どもが恐喝をしていることを担任が把握すれば、担任が警察に 連絡するのか。
- 指 導 室 担任からでなく、担任から学校長に伝え、学校長が警察への連絡が必要であると 判断した場合は情報提供する。
- 委 員 ロッカーにて保管し適正に「対応する」とあるが、どういうことか。
- 指 導 室 ロッカーにて適切に保管するということである。
- 委 員 保管する紙媒体の書式は学校用か、警察用か。
- 指 導 室 学校用であり、学校が提供した情報、学校が提供を受けた情報がどのようなものか記録するものである。
- 委 員 その保管した情報をどうするのか。

- 指導室 当該児童・生徒への指導に活かす。
- 委 員 同じ子どもが何回も問題を起こした場合、保管する紙媒体は何枚もできるのか。
- 指導室 そのとおり。
- 委員 内申書に問題を起こした等のことを書くのか。
- 指 導 室 子どもの不利益になることは書かない。あくまで子どもを理解し、指導するため の情報である。
- 委 員 現在の運用では足りないのか。本当に協定の締結が必要が疑問が残る。
- 委 員 大阪府警察と大阪府教育委員会の協定を見ることはできるのか。
- 指 導 室 配布している協定案が大阪府警察と大阪府教育委員会の間で締結している協定と ほぼ同じ内容である。
- 委 員 近隣市では既に協定を締結しているところが多いが、効果はあったのか。
- 指 導 室 効果があったという報告は受けていない。直ちに何らか効果が出たり、犯罪の未 然防止に直結することはないとは思うが、子どもの情報を知ることで指導に役立つ とは考えている。
- 委 員 例えば子どもが深夜に徘徊していることやどこかでお酒を飲んでいることがわかったとしても学校が具体的な対応をすることはないと思うが、その情報をどういったことに使うのか。
- 指導室 学校として、子どもがいると情報提供を受けた場所に行くことは多く、どこにいるかわからない場合等は友達の家をまわったりもする。中学校で生徒指導してきた経験から、何らかの事件が起こるとそれを未然に防止することができなかったかを考える。情報の提供を受けても学校は指導することしかできないが、それでもよいから少しでも指導できるようにしたい。学校でつかんでいる情報は校内のことばかりで、それ以外のことを知るためには協定の締結が必要である。
- 委 員 行く義務はないと思うが。
- 指 導 室 義務ではないが行っていることが多い。学校から教師が行くこともあるが、それ だけで解決しない場合は警察に提供する。
- 委 員 紙媒体の保管は認め、データで残すことは禁止すべき。
- 委 員 和泉市内で起きた事件については和泉警察署も把握できているが、大阪市内等で 起きた問題や、他市の生徒と他市の学校で問題を起こしていても今はわからないこ ともある。
- 委 員 情報連携の必要性は認める。提供する情報の範囲を明確にし、様式に手書きで書くべきである。
- 委 員 データ化はしない。紙媒体で厳重に保管し、卒業したら直ちに廃棄させることが 必要である。

- 委 員 学校名・氏名・生年月日・住所・事案の概要の情報を手書きし、口頭で伝えた情報、聞いた情報を書き込むだけとする。
- 委 員 保護者への周知の徹底は必要である。
- 委 員 学校での周知だけで足りなければ広報への掲載も行うべきである。
- 委 員 協定の締結は認めるが、いくつか条件をつけたい。提供を受けた情報、提供した 情報は手書きで紙媒体として保管しデータ化は禁止する。また当該児童・生徒の卒 業後ただちに廃棄することと保護者への周知を徹底すること、議会への報告を求め る。
- 委員協定の締結の効果があることを期待する。

3 和泉市個人情報保護条例の一部改正について (諮問)

- ・現在、公的機関に限らず、民間事業者においても個人情報が流用される事件などが多くなっており、本市においても、当初条例を制定して以降、民間事業者を活用した指定管理者制度の導入や多数の外部委託などを実施している現状である。
- ・クラウドシステム等のインターネット環境を用いた情報管理が一般的となっている現在において、万一、公的機関による個人情報の流出が起こった場合の社会的影響は計り知れないものがあり、このようなリスク回避のためにも必要な措置を講じることは社会的な要請として避けることはできず、よりいっそうの個人情報保護の重要性の観点から和泉市個人情報保護条例(以下「条例」という。)に両罰規定を設ける条例改正について、諮問する。
- ・先の個人情報保護審査会において、本市行政活動におけるクラウド化の進展に伴い、条 例において「情報漏えいに対する法人への罰則の強化」について、早期の対応が求めら れている。
- ・諮問事項である改正の方針としては、法人がある事業を行うに際して違反の行為を行った場合に、自然人のみに罰則が科せられ、その違反によって利益を得ている法人を罰しないのでは、不合理であり、条例の実効性を確保できないと考えるためであり、また、両罰規定を設定することで、実際に個人情報を取り扱う個人だけでなく、組織的に個人情報保護の意識が高まることも期待し、条例の違反行為の違反者自身を罰するほか、業務主体である法人又は個人事業主等の自然人に対して罰則を科すことができるよう条例

を改正する。

- ・具体的に条例を改正すべき項目としては、2項目あり、1つ目は現行の条例第49条の次に第49条の2として両罰規定を加えること。2つ目は両罰規定を加える1条について、和泉市外において罪を犯した者に適用できるよう条例第51条中「前3条」を「前4条」と改めること。
- ・府内市町村43市町村の条例において、両罰規定を規定している団体は、19団体。
- ・スケジュールとして、審査会の後、パブリックコメントを実施し、その後、地検協議を 行い、平成29年3月議会に条例改正案を提出する予定である。
- 委 員 これは、審査会が要請していた両罰規定に関する改正であるが、地検の事前協議 は既に行われているのか。
- 事務局 地検の事前協議としては電話により実施し、考え方を共有するとともに今後のスケジュール調整を行った。その際、本審査会のご意見やパブリックコメントの意見を踏まえた素案を固めた上で、地検との本協議に臨むことで調整している。
- 委員 本協議は、これから実施するのか。
- 事務局 本協議は、この審査会後に予定している。
- 委 員 罰金についてはどうなるのか。
- 事務局 条例第48条では、正当な理由なく、個人の秘密に係る個人情報の集合物を提供したときは100万円以下の罰金、条例第49条では、事務に関して知り得た情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは50万円の罰金になる。
- 委員条例第48条や第49条の罰則をこのような形式で両罰規定を規定しても特に問題ないのか。
- 事務局 府内の他市町の事例も検討するとともに本市の他の条例に両罰規定を設けている 規定も参考にし、概ねこのような形式が定型的と思われる。
- 委員条例第50条を両罰規定の対象としていないのは何故か。
- 事務局 罰則の対象を市の職員としているため。
- 委員 資料1では条例第52条も両罰規程の適用条文としているので、その場合、資料 2の第49条の2の条文には、「前2条の違反行為をしたとき」とあるが、第52条 も含めるべきではないか。
- 事務局 委員指摘のとおりなので、訂正する。
- 委 員 それでは、指摘の箇所の条文を訂正してもらう。その他は条例改正については従

来から審査会の方から条例改正を要請したものであり、諮問書のとおりでいきたい と思う。

4 開示請求等をすることができる遺族の範囲について (諮問)

- ・個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求ができる遺族について、和泉市個人情報保護 条例(以下「条例」という。)に規定された遺族(本人の配偶者、子及び父母)以外の 者であっても、一定の範囲で認める必要があるため、その範囲について諮問するもの。
- ・例えば祖父母の財産を孫が相続をする際に、祖父母の資産状況を確認する必要があって も、孫が当該情報を知ることができず相続に支障を来たすような事態に対応できるよ う、一定の範囲で請求権を認めるべき。
- ・死者の個人情報も保護すべきであり、その他の遺族は、必要性を勘案して例外的に請求 権を認める。
- ・開示請求等できる個人情報の内容に制限を設け、①死者本人の個人情報であるとともに、請求者自身の個人情報でもある場合(死亡した被相続人から相続した財産の情報や財産相続に必要な情報、死亡が原因で請求者が取得した相続以外の権利義務の行使に必要な情報)、②社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど密接な関係がある場合、に限って請求権を認める。
- ・遺族という文言解釈から、①死者の相続人等のうち血縁関係(姻族も含む。)にある者、②死亡によって権利義務を取得した者、③死亡した未成年者や成年被後見人の法定 代理人、が請求権者となり得る。
- ・個人情報保護の観点等から請求権に優劣をつけ、請求権を認める場合は、条例上の遺族 全員が既に死亡している場合、生存しているが連絡が取れない場合、開示請求を依頼し ても応じない場合など、必要な情報を請求者が入手できない場合に限る。
- ・運用方法として、条例上の遺族以外から開示請求等があった場合は、上記の条件を満たす者であるか、個人情報入手の必要性はあるか、条例上の遺族からの入手は困難かなどについて確認し、全ての要件に該当する場合に、はじめて請求権を認める。
- ・事例1は、死者Aの孫Gが、Aの介護保険の情報について開示請求を希望した事例で、 Aの子(Gの親)であるCとFが先に死亡しており、GはAの財産を代襲相続する。相 続に関してGはDと調停中であり、調停を進めるに当たり、Aの介護関係情報が必要で ある。Gは孫であり、条例上の開示請求権はないが、財産相続に必要な情報であるこ と、Aと血縁関係にあること、実質的に必要な情報を入手できない状況にあることか

- ら、開示請求を認める。
- ・事例2は、死者Aの義理の兄Bが、Aの葬祭費を受け取った者について開示請求を希望 した事例で、BはAの義理の兄であり、条例上の開示請求権はないが、葬祭費は死亡に 起因したものであること、Aと血縁関係(姻族)にあること、Aの条例上の遺族に生存 者はおらず必要な情報を入手できない状況にあることから、開示請求を認める。
- 委 員 本件は、特に個人情報保護条例を改正することなく、条例に規定のある遺族の範囲を審査会の意見を聴いた上で、実施機関が認める者として、今後、運用しようということでよいか。
- 事務局 そのとおり。
- 委 員 死者の個人情報で開示請求ができる者の範囲は、通常銀行などの相続人とは若干 ずれていると思うが、請求する個人情報の内容によっても違いはあるのか。
- 事務局 現在の条例上、特に情報の内容に制限はない。条例上の遺族である本人の配偶者、子及び父母であればどのような情報であっても請求できるという形になっている。今回、広げようとする範囲については、一定の情報に限って認めていこうという考え。
- 委員全国、大阪府又は府内の市町村において同じような事例はあるのか。
- 事務局 ホームページ等で調べたところでは、基本的には本人以外に請求権を認めないという条例になっており、それに基づき開示請求をしたが、条例の開示請求権の対象外であるということで却下したことに対し、審査請求してきたことに対するいくつかの答申があった。その中でこういう場合では遺族であっても一定認められるであろうという判断をした事例があった。いくつか確認した中では鹿児島県、横浜市、大阪市、兵庫県の病院などがあった。今回の基準の参考にしたものとしては横浜市の事例や山形県では一定の基準を設けているようで併せて参考にし、基準を作成した。
- 委 員 必要に迫られてということか。
- 事務局 今回の事例1及び事例2として挙げているものは、実際に請求のあった事例であって、当該審査会で認められなければ困る事例である。そのような対応をしたとき、開示請求され、対象外となれば審査請求してくる可能性はあるかもしれない。
- 委 員 条例第20条第5項において、「ただし、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が認める者については、この限りでない。」という審査会の意見を聴くというのは 今回のようなことか。
- 事務局はい。
- 委 員 そうするとこれからもこのような事例があれば、審査会の意見を聴くということ

か。

- 事務局 必要と認める場合ということで、今回諮問している。毎度毎度、同じように諮問するということはどうかと考え、一定の基準を設け、この基準に該当する場合については、その度に審査会に諮問することなく、同種の事例ということで開示を認めていこうという考え。この事例に当てはまらないような事例については、その度に審査会に諮る可能性はあると思う。
- 委員 こういう事例は今までなかったということか。
- 事 務 局 平成26年度に同じように孫からの開示請求の事例はあったが、当該孫の近くに 開示請求できる他の遺族が存在したため、その遺族から開示請求してもらった。そ の場合は条例上出せる状況となるので、抵触しなかったが、今回の場合はそのよう な遺族が他に誰もいないというケースのため、諮問した。
- 委 員 本日配布の冊子「和泉市個人情報保護条例の解釈運用基準」の115ページの 《《第5項》》のところに当該審査会が認めた事例をそういう判断を行った日も一 緒に掲載することで、こういうケースは認められるという予測可能性ができる。
- 事務局 本日の審査会の答申の内容を踏まえ、手引の改正を適宜行いたいと考える。
- 委 員 条例では、開示請求できる遺族の範囲が、本人の配偶者、子及び父母というよう に非常に制限されているため、このような事例がこれからもっと出てくるのではないか。
- 委 員 事例が出てきたときに審査会で判断するしかないと思う。
- 委 員 諮問書の4範囲拡大の考え方の(3) 開示請求等を認めるべき者及び条件についての①死者の相続人とあるが、これは相続人となった者という意味か、それとも相続人になり得る者ということの意味か分からない。
- 事務局 例えば、相続するかしないかといった判断をするときに必要となる情報を開示請求する場合も考えられるので、相続予定者も含めるということ。
- 委員 必要な情報とは、例えば税金の滞納があるかということや財産として何を所有しているかといった情報のことを指していると思うが、そこまで考えるのであれば、 死者の相続人になり得る者だから祖父母、孫、兄弟姉妹はすべて血縁関係にある者になると思う。そのような血縁関係にある者に亡くなった人の死因の分かる個人情報として例えばカルテの開示請求を認めることになるのではないか。
- 事務局 カルテが相続に必要かという判断は別途必要かと思う。
- 委 員 何故、カルテが必要になってくるかと言えば、死亡保険金の請求や火災保険を請求するときに現場検証を行った亡くなった人の個人情報が必要となる。
- 事務局 確かに実際に遺族から開示請求があった事例においても火災の状況の書いた記録 表を出してほしいということがあった。そのような範囲を本人の配偶者、子や父母

- 以外の者にも一定認めていこうという内容である。
- 委 員 認めてもよいかどうかということであるが、例えば、本人の配偶者や子が生存しているにもかかわらず兄弟姉妹から開示請求があった場合、認められるのか。
- 委 員 そもそも何故、条例では本人の配偶者、子及び父母に限定したのだろうか。
- 委 員 限定するのであれば、これら以外に同居の親族でよいと思う。例えば介護保険で 介護認定が何級になっているのかという場合は、とても重要な情報だから同居の親 族に開示請求権を付与すればよい。
- 委 員 そういうのは個々の事例として、審査会に諮問してもらえばよいと思う。
- 委員 先ほど「和泉市個人情報保護条例の解釈運用基準」の115ページの《《第5項》》のところに当該審査会が認めた事例を記載してはどうかという意見もあったが、事例は多種のケースに及ぶと思うので、記載することは困難と思う。現状の本人の配偶者、子及び父母にしておき、記載するとしても子がいない場合の孫としておく程度ではないか。
- 委員 兄弟姉妹まで範囲を広げてしまうのは、ややこしくなってしまうか。
- 委 員 諮問書の「○請求権者についての整理表」中の範囲拡大後の請求権者の欄は本当 に範囲を拡大しようということだと思うがどうか。
- 事務局 可能な範囲で広げようというもの。
- 委 員 兄弟姉妹に拡大する場合も、同居している兄弟姉妹に限定するなどしないと相続 予定者で一度も会ったことがなく、死者の面倒を看たことがないような兄弟姉妹が 現れることがよくある。そのような人が相続放棄するかというとそうではなく、貰 える物は貰いたいということになる。
- 委員今回の具体的な事例に対しては認めてもよい。
- 委 員 事例1の場合は孫、事例2の場合は異父兄弟でどちらの場合も開示請求権は条例 上付与されていない。
- 委 員 事例1において、死者Aの孫であるGが何故、介護保険に関する情報の開示請求 をするのか分からない。
- 事 務 局 おそらくどの程度認知が進んだかどうかということの情報を開示請求するためと 考える。補足になるが、請求者である G としては医師の診断書など欲しいということだが、原課としては保存年限が 5 年間のため、現状としては要介護度と認定年月日しか残っていないという説明をしたところ、G は残っている情報でもよいので請求したいということ。
- 委 員 孫だったら誰でもよいというわけではなく、代襲相続人に限定した方がよいのではないか。
- 事務局 諮問書4(3)③において、当該遺族の全員が死亡している場合、生存する他の

遺族と連絡が取れない場合、生存する他の遺族が開示請求等を拒んでいる場合など、請求者が必要な情報を入手できない場合に限りというように限定しようと考えている。

- 委 員 あまり範囲を拡大して紛争を拡大してもいけないので、限定しようとしていると いうことか。
- 事務局 そのとおり。
- 委 員 条例に規定しているように本人の配偶者、子及び父母は変更せず、それ以外をどうするかということだが、事例1のように代襲相続の孫のケース。事例2のように相続人になった兄弟姉妹も認める。
- 委 員 よって諮問書4(2)開示請求者が認めるべき個人情報についての①だけを認めるということでよい。何か問題があったときには、その都度審査会に諮問してもらえばよいと思う。
- 事務局 今回の事例以外の場合には、開示請求をしてもらい、却下処分した上で、で審査 請求してもらうということでよいか。
- 委 員 それでよいと思う。もしくは審査会に諮問して、判断が出るまで待ってもらうの もよいと思う。

5 その他

(1) 平成28年度経済センサス活動調査における事案対応について

- ・平成28年経済センサス活動調査における調査員の対応及び調査方法について、対象事業 主から照会等があったものである。
- 委 員 事業主から苦情があったということだが、本来知らないはずの情報を調査員が知っていたことがおかしいということか。
- 事務局 そのとおり。
- 委 員 知らないはずの情報を知っていたとはどういうことか。住所、事業者名等は把握 していると思うが。
- 事務局 事業主と調査員が同じ町内に住んでおり、調査とは関係ない情報も知っていたということである。
- 委 員 その点については、同じ町内であるため情報を見聞きしたと説明すればよいので は。
- 事務局 説明はしたが、納得できない点があるということである。

- 委 員 市にどういった情報があってどのように管理しているか市民はほどんど知らない ので、少しでも違和感があれば苦情は入ると思う。そのためには情報収集のあり方 や整理の方法に気をつけるべきである。
- 委 員 調査は統計法において法定受託事務か、直接国からの依頼か、府を通じたものか。
- 事務局 調査は、市町村に対する法定受託事務である。
- 委 員 こういったトラブル等があったときに、統計法の苦情処理を行う国の機関はない のか。
- 事務局コールセンターがある。
- 委 員 市ではなく、コールセンターに苦情を申し立てるよう働きかけできないのか。
- 事務局 調査については法定受託事務であるため、府に聞いても国に聞いても同じ回答に なると説明した。
- 委 員 調査員のマナーが問題である。言わなくて良い情報を出すべきではなかった。
- 委 員 調査員に一人暮らししていることを知られた場合に、そこから情報が漏れた場合 を考えると怖いので、ネット回答した方が安全と感じる。
- 事務局 調査員調査の限界がきているとは感じている。
- 委 員 市は、担当調査員への教育・指導の徹底、調査票の適正管理に係る疑義についての 大阪府への引継ぎ及び議会等への報告をする旨を回答したということだが、納得し てもらえたのか。
- 事務局 市の回答は理解してもらった。個人情報の監査制度の導入を求められている。

(2) 個人情報保護に係る監査制度の導入について

- ・マイナンバー制度開始等を契機として、個人情報保護への機運が高まっており、本市に おいても個人情報の漏えい事故が発生する可能性は否定できないものであり、情報提供 ネットワークシステムが稼動する平成29年7月以降は、国や他の自治体との情報連携 により、漏えい時のリスクが高まることから、個人情報の漏えいを防止するため、必要 な措置を講じる必要がある。
- 委 員 監査についてコンサルに委託するのか。
- 事務局 監査をどのように進めるか専門家の意見を聴く必要があると考えている。
- 委 員 監査は庁内の職員が実施するのではないのか。
- 事務局 導入に関して専門家の意見を踏まえて仕組をつくり、実際の監査については職員

が行うこと考えている。

- 委 員 具体的にどういった監査をするのかよくわからず、内容が決まっていない中でコ ンサルに委託すると外部に丸投げすることになる。
- 委 員 どういった監査を行うかをコンサルに委託することは多い。庁内だけでは知識が 不足している部分もある。
- 委 員 外部に委託すると個人情報が流出する可能性があるので、安易に委託するべきではない。
- 委 員 調査するのは庁内の職員であり、仕組づくりについて外部に委託する。
- 委 員 その仕組をつくる過程で個人情報が流出する可能性もある。
- 委 員 他市の事例を参考にすればいいのでは。
- 事務局 庁内で仕組づくりもできれば一番良いが、知識がないため難しい。JISQ 15 001に近い内容と考えている。
- 委 員 できれば仕組づくりも含めて庁内で全て行うのが良いと思う。
- 委員具体的な監査の内容等が決まれば、後日報告を求める。

(3) 番号法に基づく特定個人情報保護評価の内容変更について

資料に基づいて、事務局から説明を行った。

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第 27条の規定に基づく平成27年度の特定個人情報保護評価について、前回の審査会に おいて、基礎項目評価のみを実施する事務が17事務であると報告したが、特定個人情 報の必要性等について再検討した結果、4事務を削除し、法律上、個人番号を取得すべ き2事務を追加したことから、15事務に変更となった。
- 委 員 これらの15事務に関わる市民はすべてマイナンバーの交付が済んでいるのか。
- 事務局 マイナンバーは全市民に付与されており、通知カードも全世帯に送付している。
- 委 員 どのくらいの人がマイナンバーカードを持っているのか。
- 事務局 不明である。
- 委 員 マイナンバーカードを持っていなくても、通知カードと他の身分証明書で本人確 認等は対応できる。

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。